

2023年度同志社大学大学院司法研究科

後期日程入学試験問題解説

小論文

問(1) 特別な配慮の必要な児童・生徒に対して、日本ではどのような対応がなされているか、そして、それがアメリカ、カナダ等の諸外国で考えられているインクルーシブ教育とどう異なるかを各資料から読み取って説明しなさい。(300字以内) (30点)

<解答例>

日本では、特別支援学校・学級を設置し、数を増やすとともに、設置基準を決めて質を確保しようとしている。また、特別支援学級に在籍する児童・生徒は、原則として週の授業時数の半分以上を特別支援学級で受けることが求められている。このように、日本では、特別な配慮の必要な児童・生徒に対して、通常学級とは異なる場を設けて必要な配慮を行おうとしている。これに対して、諸外国で考えられているインクルーシブ教育では、すべての児童・生徒が学校生活の活動すべてを通常学級で行うため、特別の配慮は、それを必要とする児童・生徒を分離して行うのではなく、通常学級の中で行うという点において日本の対応と異なる。(289字)

問(2) 特別支援学校・学級の在籍者の増加要因として何が考えられるかを各資料から読み取って答えなさい。(300字以内) (30点)

<解答例>

医療の高度化で出生時の命の危険が減り、見えにくい障害も早期に診断されるようになったことに加え、知的な遅れのない発達障害にも特別支援教育の対象が広がった。また、特別支援学校・学級の設置数が増やされ、設置基準が決められて質の確保が図られ、特別支援教育が周知・推奨されているため、能力主義的な風潮も相まって、自立のための専門的な教育を求める保護者が増えた。他方、通常学級に通わせる場合には、授業中の付き添いを求められるなどして保護者の負担が大きいうえ、他の児童・生徒に迷惑をかけるのではないかと危惧する保護者もいることから、消去法や諦めから特別支援学校・学級が選択される場合も少なからずあると考えられる。(299字)

問(3) 障害者の権利に関する条約第24条にある「general education system」の語の和訳にどのような意図があったと資料7の筆者は推測しているか。(150字以内。英字は各1字として数える。) (10点)

<解答例>

general education systemに「普通教育」ではなく、「教育制度一般」の訳語を当てることにより、その中に特別支援学校・学級も含まれることになって、特別支援教育もインクルーシブ教育の理念に反しないという説明を容易にする意図があったと筆者は推測している。(134字)

問(4) 特別支援学校・学級の拡充に注力することの是非について、あなたの考えを述べなさい。(300字以内) (30点)

<解答例>

障害の有無にかかわらず共生できる社会を実現するために、特別支援学校・学級の設置は抑制すべきであるが、各人が自立できる能力を育成することも重要であるので、通常の学校・学級における人的・物的資源を拡充すべきであると考えます。そもそも障害の有無にかかわらず、児童・生徒の能力には差があるので、特別か通常かの二元論によるのではなく、通常学校・学級においても個々人の能力や進度に応じた習熟度別教育を科目や分野ごとに行うのが望ましい。標準的な人間像を作り上げてそこに近づくことを目標にするのではなく、通常学校・学級概念の中に多様性を認めることによってこそ、真の意味でのインクルーシブ教育が実現すると思われる。(298字)

<解説>

問(1)から問(3)までが読解力を試す問題であるのに対して、本問は、自分の考え方を論理的かつ説得的に表現することを求めている。したがって、多様な考え方がありえ、上の<解答例>に示したのは、その一つであるに過ぎない。採点に当たっては、特別支援学校・学級を抑制すべきという立場、特別支援学校・学級を拡充すべきという立場のいずれの結論をとるかによって点数の差異は設けていない。

反対の立場の視点に対する配慮も忘れない論述には高い評価を与えた。すなわち、特別支援学校・学級を抑制すべきという立場に立つのならば、各人が自立できる能力をどのように育成すべきか等の視点にも配慮し、反対に、拡充すべきという立場に立つのならば、共生社会をどのように実現すべきか等の視点にも配慮した論述である。

結論と理由付けが真っ向から矛盾する答案が少なからずあり、低い評価となった。